

保育料の軽減（3歳未満児が対象）

兄弟姉妹の同時入所の軽減以外に次の軽減があります。軽減は、手続きがあった翌月以降から対象となります。手続きが遅れた場合、遅れた月分の保育料については減額対象とはなりませんのでご注意ください。

（1）兄弟が保育園以外の施設に通園・利用している場合の軽減

就学前の兄弟が町立保育園以外の施設に通園・利用している場合、保育園に入園する児童が軽減の対象となる場合があります。

◎町立保育園以外の施設

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所、児童心理治療施設通所部、医療型児童発達支援事業所、家庭的保育事業、企業主導型保育事業 等

- 手続きには次のアとイの書類を提出してください。

提出書類 ア「保育園児の兄弟が町立保育園以外の施設に通園・利用している申出書」
イ児童が在籍している「在園・利用証明書」（4月に上記施設に入園・利用予定の方については、その施設から発行される「入園・利用通知書」の写し等）

（2）第三子以降保育料の軽減

保護者が18歳未満の児童を3人以上養育している場合で、3人目以降の3歳未満児が保育園等に入園しているときは、その園児の保育料は無料となります。

具体的には、次のアからウの条件の全てに当てはまる園児が対象になります。

ア 入園年度の4月1日時点で3歳未満児である。

イ 18歳未満（4月1日時点）の兄弟姉妹が3人以上いて、生計を同一にしている。

ウ 入園園児の年齢が上から数えて3人目以降である。

提出書類 「保育所使用料減免申請書(第三子保育料無料化用)」

（3）多子世帯及びひとり親世帯等に係る保育料の軽減

多子世帯で保育料の階層が5階層の一部（ひとり親世帯等は6階層の一部）までの場合、保育料の軽減となる場合があります。

提出書類 「世帯状況届出書」